

身 連

第114号

発行所

一般財団法人
栃木県身体障害者福祉会連合会
宇都宮市若草1丁目10番6号
とちぎ福祉プラザ2階

発行人 麦倉仁巳
TEL 028-624-8408
FAX 028-624-8418

新年のごあいさつ



一般財団法人
栃木県身体障害者福祉会連合会
会長 麦倉仁巳

謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

会員の皆様はじめ関係者の皆様におかれましては、穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年、当会にとりまして大きな変革の年となりました。4月に公益法人制度改正に伴い財団法人から一般財団法人へと改編を行い新たなスタートを切りました。

その直後の6月に予想だに

なされ、心の準備もできぬまま7月2日付けで会長に就任したわけです。

暗中模索のなか各種事業を無事遂行できましたことはひとえに会員はじめ関係者の皆様のご協力・ご支援によるものと改めて御礼申し上げます。

そのような中であって、障害者総合支援法をはじめ障害者虐待防止法、障害者優先調達推進法が施行され、また障害者差別解消法が成立、更に昨年12月4日には国連障害者権利条約が参議院本会議で承認されるなど私たち障害者を取り巻く環境も大きく変わろうとしております。

私たち障害者団体もこれらの変化を的確に把握し、新たな課題等に取り組む必要があります。さらに「障害者だからこそ解る」ことを身近な身協や日身連と協働して関係機関等に発信していく必要も一段

と増すことと存じます。地域福祉が叫ばれて久しくなりますが、共生社会を迎え、障害のある

私たちが住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生き生きと安心して暮らすためには行政や関係団体頼りではなく、自らがそれぞれの地域において障害の特性を理解していただく「前向きな行動」も重要になってまいります。

新しい年を迎え、役員一同心新たに障害者福祉の向上に努めてまいりますので、会員の皆様はじめ県市町そして関係団体の皆様のお一層のご協力・ご支援をお願い申し上げます。

結びに皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしましたして、新年のごあいさつといたします。



第18回 栃木県身体障害者福祉のつどい

平成25年12月10日
とちぎ福祉プラザ

【第一部式典】

理事44年、会長18年の長きにわたりご貢献いただきました故小川前会長に對しまして、特別永年功労の感謝状を、ご長男・小川誠様にご出席いただき贈呈が行われ、大野開治様、久保田春江様、齊藤正子様、阿部正儀様には、永年功労の感謝状が贈られました。ご来賓は関係団体から9名の皆さま、栃木県知事、栃木県社会福祉協議会長、日本身体障害者団体連合会からは嵐谷安雄会長にご挨拶を賜りました。



【第二部議事】

私たち障害当事者団体は、日身連と協働し、人権及び平等な機会が保障される共生社会実現のため、一致団結して行動することを宣言、そしてバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策の推進、大規模災害時における支援体制及びネットワーク構築の促進などを要望する決議案が満場一致で承認されました。

【第三部講演】二面及び三面に掲載

【第三部講演】

内閣府障害者制度改革担当室長・東俊裕氏を講師に迎え、『障害者制度改革と障害者団体の役割』前小川榮一会長を偲んで』と題した講演が行われました。講演終了後には、小川前会長のご生涯を偲ぶスライドを上映しました。



◆講演の概要◆

障害者権利条約は2001年から議論が始まったが、この議論の度に世界の障害者団体が毎回傍聴団を組んで議論に参加したといった点が一つの大きな特色だった。「我々抜きに我々のことを決めるな」といった意味の言葉を障害者団体は必ず国連の議論の場の最後の締め言葉に使っ

た。これまで障害者に関するいろいろな施策はどちらかというと障害者抜きに行政とか専門家とかが話し合っただけで決まってきた。それは日本だけでなくで全世界的な流れだった。しかし、人権と言うのは人から与えられるものではなくて、そもそも生来的に持っているもので、そういうものが何なのか、それはまずは私達の意見を聞いてくれと、そういう思いが今言ったようなスローガンに表れて、世界の障害者が本場にいろいろな苦労をしながらニューヨークに集まって議論してきた。その結果、この障害者の権利条約は約8割方は障害者団体の意見が反映されてきたと言われるくらいに画期的な内容だった。これまでの障害者運動を見ているとみんなで集まって一緒になって連携し合いながら何かを変えていく、そういう経験がなかったことを反省して、世界の国々に障害者の意見を届けるには、障害者が意見の対立を越えて、一本化して言っていかなければ結局言いつばなしで終わる。ということで「我々抜きに我々のことを決めるな」というスローガンを対外的には使つと共に、対内的にはいろいろな対立する問題について、いろいろ議論し合いながら意見を一本化し

ていく作業をやってきた。そうしたことのおかげで障害者権利条約に多くの障害者団体の意見が反映されるという結果になった。障害者の権利条約と言っても、何も一般の人が持たない人権を改めて特別に作ったというものではない。人権というのは誰にとっても本来は等しいもので、その人権が障害があることによってちゃんと保障されないという現実を正面から変えていくべきで、政府がやるべきこと、国がやるべき義務、そういうものが書かれている。日本でこの条約を批准するには国内の法制度を変えなければならぬ問題が出てきた。この権利条約については、当事者が多く参加して作られたものであるという点に鑑みて、日本政府もどういった新たな仕組みを作るかという段において、まずは障害者団体の皆さんの意見を聞き、その意見に沿って制度を改革していきましょうということになり、2009年の12月「障がい者制度改革」が始まった。それからほぼ4年が経過し、十分ではあるが大きな課題についてはほぼ改革が済んでいる。権利条約の審議が始まってからその過程の中で、日本においても障害フォーラムの先頭に立たれて、制度改革の中で

まとめ役をしていたのが小川会長だった。「障がい者制度改革推進会議」には身体、知的、精神の3障害の関係団体、親の立場、当事者の立場、基本的には障害者のさまざまな種類の方が入って議論していただいた。そういう大所帯の会議で議論をするとき、議長であった小川会長も大変だったと思う。一回4時間位、多いときには月に4回、毎週やってきた。小川議長は、午前中に打合せをしてから会議に臨むというパターンでやっていたので、たぶんいつもの昇る前から起きて、東京まで来られていたと思う。そうやってがんばっていたのだ。最初のうちはみんなとにかく自分達のことばかりでなかなか意見がまとまらない。それをどうまとめていくか、そういうことにおいてもいろいろ悩まれて苦心されていたと思う。

推進会議を1月から始めて、まず6月に「第一次意見」というものを出した。この「第一次意見」は、障害者が生まれてから亡くなるまでの間、いろいろな生活分野において、どういった課題を抱えているのか、それをおおかた拾い上げて、それぞれの問題点について、こう変えるべきだと意見をまとめたものなので、こ

の「第一次意見」を読んでもらおうと日本の障害者問題のおおまかなことはわかっていただけのではないかとと思う。この「第一次意見」を受けて政府は、2010年6月「障がい者制度改革の推進のための基本的な方向について」という閣議決定をした。ここには改革の目標が三つあり、

一つは障害者基本法の改正、二つめは総合福祉法の制定、三つめが差別禁止法の制定。障害者基本法は6月以降、推進会議では障害者基本法の改正に向けて議論を重ねて、12月には「第二次意見」をまとめた。

障害者基本法は障害とは何なのかということにかかっている。要するに、病気になるって、心身のどこが本来の機能がなくなっって必要な能力が生まれない。だから他の人と比べて大変な生活を送ってしまうというようなことが定義として書かれていた。

障害者はどんなに少ないと言っても社会に必ずいる。必ず障害者がいるにもかかわらず車椅子の障害者が使えないような建物を作る社会にこそ問題があるんじゃないか。障害者の存在を無視した社会のありよう、作りよう、これは物理的な問題だけではない。そういう考え方が権利条約で書かれている。障害だけで大変な

思いをするのではなくて、障害と社会的障壁があることによって障害者は大変な生活をせざるを得ないんだというふうに定義を変えた。

大きな社会的障壁として何があるかというところと差別の問題がある。これをなくしていくためには差別禁止法を作ることが大きな課題だった。2010年の11月に差別禁止部会を立ち上げて通算25回議論して意見書がまとまり、2013年6月に法案として成立し、3つの課題をいろいろ問題を抱えつつも変えたということとで権利条約が批准できる状況になった。そして12月には参議院でも批准を承諾していただき、障がい者制度改革の大きな目的、権利条約の批准という目的はこれで一応の達成は見えたかなというところである。

差別禁止に関して、日本ではこういった法律を作るのはとても難しいと昔から言われてきたがよくよく調べてみると、日本のいちばん最初の身体障害者福祉法には「差別禁止」という言葉が本来は入っていた。しかし日本の風土というか、差別ということではなくて「思いやり福祉」ということで、そういう問題を解決してこういう当時の考え方が強くなって、もともと書いてあった「差

別禁止」がなくなった。障害者に対する差別は悪いとみんな思っている。でも自分の日々の行動が障害者を差別しているのか差別していないのか、

何が差別なのか、何が合理的配慮なのか判断基準というものを誰も持っていない。障害のある人もない人も共通理解できるようにしようという差別の定義を用意して国民に提示するといったことがなければ差別してはならない。もちろん法律ができたから完全になくなるものでもないが、多くの人にわかれば心のバリアというものが少しずつなくなると思う。今、9つの地方自治体で差別禁止条例を作り、身近なところから相談できて、解決できる仕組みというものができている。今後多くこの団体で制定に向けて運動を進めようとしている。できればこの栃木でもそういったことをみなさんで検討していただければなと思っている。

最後に、小川さんへの感謝の気持ちを。小川さんは、推進会議ではいろんな団体の思いを汲みあげる役目を果たしてくれた。司会進行は副議長に任せて、とにかくみんなが好きになようにやれと、責任は俺が取る、といったような懐の深いやり方でやっていた。いろんな障害団

からなる「日本障害フォーラム」では、この議長もされていた。ある意味日身連が音頭を取っていただけばまとまりやすいわけで、小川さんとしてはそういうことも積極的ななさっていた。本場に偉大な方だったなと思っている。だから決して日身連だけの小川さんではなく全国団体の小川さんという、そういう側面も持っていた。本場に感謝している。そういった小川さんの意思に少しでも報いるように私としても多くのところに出かけて行って、一緒にやりましょうと声をかけさせていただいている。

これまで差別を受けても自分の心の中に秘めて、我慢していた、そういう状況から、やはり差別というものとはよくないんだということを周りに説得して変えていくということがないと他人任せでは地域は変わらない。障害者は僕たちだけの世代で終わる話ではない。次の世代にどういう社会を繋げていくのか、そういうことも考えると自分たちがもうこれぐらいでいいだろうではなくて、僕たちが思春期の多感な頃に味わった嫌な思い、そういうものを次の世代にさせないように頑張っていく責任があるんだと思う。

JRジパング倶楽部特別会員

身体障害者手帳により購入できる乗車券以外の急行券や特急券が2～3割引で購入できる制度です

| | |
|------|--|
| 加入資格 | 身体障害者手帳をお持ちの方 男性60歳以上、女性55歳以上 |
| 年会費 | 1,300円 |
| 会員特典 | <p>●JRの鉄道・航路を片道、往復または連続で201キロ以上利用の場合に使用できます。身体障害者手帳により購入できる普通乗車券以外の特急券、急行券、グリーン券、座席指定券などが2～3割引で購入できます。201キロ以上の乗車券を購入または所持の場合は特急・急行乗車距離に関係なく割引になります。</p> <p>●第1種身体障害者の介護者のみ同様の割引が受けられます。</p> <p>●割引が適用されない期間や切符類がありますのでご注意ください。</p> <p>●割引の利用は1年間で20回まで。割引率は、入会した初年度は、3回まで2割引、4回～20回は3割引、引き続き会員になりますと2年目からは20回とも3割引になります。</p> |
| 新規申込 | 入会申込書と身体障害者手帳のコピーは郵送、年会費は銀行振込でお願いしています。詳細はお問い合わせください。 |
| 更新申込 | お手続きは年会費のお振込のみとなります。 |

申し込み・問合せ先

栃木県身体障害者福祉会連合会
(TEL)028-624-8408 (FAX)028-624-8418

栃身連賛助会員

栃身連の活動を支援くださる「賛助会員」を随時募集しています。

一口以上でご協力をお願いいたします。

- 個人会員年会費
 - 2,400円 (各市町身体障害者福祉会員)
 - 3,000円 (福祉会未入会者)
- 団体会員年会費
 - 10,000円

賛助会員には「日身連会報」及び「栃身連会報」、その他関連情報をお届けします。

申し込み・問合せ先

栃木県身体障害者福祉会連合会
(TEL)028-624-8408 (FAX)028-624-8418

結婚を希望される登録者募集

障害者の方が広く結婚の機会を得られるよう結婚の登録者を募集しています。

費用は無料、相談日は週に3日ですが、どうぞお気軽にご相談ください。



[対 象] 県内に在住し結婚を希望する方
[年 齢] 20歳から60歳くらいまで
[その他] 女性の登録者が少ないため、女性の方を歓迎します。栃木県内及び関東各県での交流会にも参加することができます。
登録に必要なものは、申込書2枚、写真2枚、住民票又は戸籍謄本です

申し込み・問合せ先

栃木県身体障害者総合相談所
宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ2階
栃木県身体障害者団体連絡協議会内
(TEL・FAX)028-623-6353

※相談日時は毎週水・土・日曜日 午前10時～午後3時
(但し、毎月第1日曜日と年末年始・祝日は休み)

リメイク缶作りの参加者募集

ゴミ入れにしたり小物を入れたりするのにちょうどよい大きさの空き缶に布やテープを貼りつけて作りましょう。材料などは全て当会にてご用意いたしますので、ご持参いただくものは特にありません。お誘い合わせの上どうぞご参加ください。

[実施日時] 2月3日(月) 午後1時～4時
上記時間内においでください。

[場 所] とちぎ福祉プラザ2階 201会議室
[参 加 費] 300円

申し込み・問合せ先

栃木県身体障害者福祉会連合会
(TEL)028-624-8408 (FAX)028-624-8418

訃報

さくら市身体障害者福祉会の金子豊一会長が平成二十五年十一月二十八日に逝去されました。金子会長は平成十九年に栃身連評議員に就任、平成二十三年からは理事としてご尽力を賜りました。故人のご功績を偲び、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



この機関紙は
赤い羽根共同募金配分金により発行しています